

浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の 促進に関する協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例に係る事務の連絡及び調整を行うため、関係行政機関で設置する浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例(平成25年浜松市条例第70号。以下「条例」という。)第8条に規定する指導及び助言に関する事項
- (2) 条例第9条に規定する勧告に関する事項
- (3) 条例第10条に規定する命令に関する事項
- (4) 条例第11条に規定する公表に関する事項
- (5) 行政代執行に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、都市再生促進地区の建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関し指導監督上必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、市街地整備課長をもって充てる。また、市街地整備課内に事務局を置き、庶務を行わせることとする。

2 会長に事故がある時は、あらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、次の各号のいずれかに該当するときに会長が招集する。

- (1) 会長が必要があると認めるとき。
 - (2) 委員から付議すべき事項を示して請求のあったとき。
- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知するものとする。

(会議)

第6条 協議会の司会は、会長が行う。

- 2 協議会は、委員又はその代理者の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員又はその代理者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は、公開とする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

(会議の記録)

第9条 会長は、会議の概要を記録し、保管しておくものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

行政機関		職名
浜松市	市民部	市民生活課長
	産業部	産業振興課 商業振興担当課長
	土木部	土木総務課長
		南土木整備事務所長
	都市整備部	都市計画課長
		土地政策課長
		市街地整備課長
		建築行政課長
消防局	予防課長	